

議案第 39 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表小田原市水道料金審議会の項を次のように改める。

小田原市上下水道事業運営審議会	上下水道事業の運営に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	15 人以内
-----------------	--	--------

別表小田原市下水道運営審議会の項を削る。

**附 則**

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

小田原市水道料金審議会及び小田原市下水道運営審議会を統合し、新たに小田原市上下水道事業運営審議会を設置するため提案するものであります。